

医療機関専用

# 現金盗難総合保険のご案内

コーポレートマネーガード保険(運送保険)



● 保険期間 ●

**2024年4月1日** 午後**4**時から  
**2025年4月1日** 午後**4**時まで

● 募集締切 ●

**2024年2月16日**まで

※ただし、中途加入は随時受付けております。

## 1 補償内容

診療所・病院業務に関わる現金・有価証券類の“盗難”などによる危険を保管中、輸送中を問わず包括的に補償します。



### 事務所内の現金を補償

夜間、事務所のドアガラスが破られ、事務所金庫内の現金が盗まれた。



### 輸送中の盗難を補償

従業員の方が預け入れする際、ひったくりにあってしまった。



### 火災・爆発等による損害を補償

火災に遭い事務所に保管していた現金が焼失してしまった。

## 2 保険の対象物

診療所・病院業務にかかわる保管・輸送中の貨紙幣類(現金・小切手など)・有価証券

## 3 保険の対象物の範囲

①診療所・病院業務にかかわる保管、輸送中の貨紙幣類(現金・小切手など)、有価証券が対象となります。

(家計用や第三者より受託している貨紙幣類(現金・小切手など)、有価証券は対象外となりますのでご注意ください。)

■保管中とは:診療所・病院事務所、自宅

■輸送中とは:日本国内各地相互間。

ただし輸送方法は、書留郵便(簡易書留を含みます。)、携行便、護送便、鉄道貴重品扱、自動車貴重品扱、航空機貴重品扱にかぎりあります。

貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。

②次のものは保険の対象に該当しませんのでご注意ください。

■該当しない主なもの:新株券、タクシーチケット(未使用・使用済みの如何を問いません)、家計用の貨紙幣類・有価証券、第三者から受託した貨紙幣類・有価証券 など

## 4 加入対象者

名古屋市医師会協同組合員および賛助会員(診療所・病院単位でお申込みください。)

## 5 被保険者(補償対象者)

名古屋市医師会協同組合員および賛助会員

## 6 保険金額(補償金額)と保険料

■保険期間:1年間・一括払 ■自己負担額なし

契約タイプ	てん補限度額(支払限度額) 貨紙幣額・有価証券合算額	診療所・医院	病院			
		~19床	20~99床	100~299床	300~499床	500床以上
A型	100万円	16,000円	16,800円	18,000円	21,600円	28,000円
B型	200万円	20,000円	24,000円	32,000円	36,000円	40,000円
C型	300万円	24,000円	32,000円	36,000円	40,000円	56,000円
D型	500万円	28,000円	40,000円	56,000円	80,000円	88,000円
E型	1,000万円	—	80,000円	120,000円	160,000円	184,000円

※中途加入保険料は、中途加入時の属する月から2025年4月1日までの月割計算にて算出します。

## 7 お申込方法

■申込方法: 加入依頼書にご署名・ご捺印、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

■お支払方法: 加入依頼書にご希望の払込方法(振込、口座振替)をご記入(○印)ください。

■締切日: 2024年2月16日

\*中途加入ご希望の方は、随時受付けておりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

## 8 事故にあわれた場合

(1) 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2) 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

(3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、委任状 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、盗難届出受理書、契約運送人・取引業者からの原因調査報告書・現認書 など
③	貨物の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1) 被保険貨物に関する事故、あるいは他人の財物損害に関する賠償事故の場合 納品書・出荷案内書あるいは仕切状、価格申告書、損害品明細書、損害品検査書、修理等費用見積書あるいは請求書、諸費用請求書、損害品買受書、写真 など (2) 有価証券に関する事故の場合 ① 手形・小切手等に関する事故の場合 公示催告の申し立てに関する書類一式 公示催告申立書、上申書、小切手発行証明書、手形届出証明書 など ② 株券に関する事故の場合 株券喪失登録申請に関する書類一式 申請書、売渡証明書、売買契約書、盗難届、遺失届、上申書 など (3) 共同海損あるいは救助に関する事故の場合 船荷証券、用船契約書、共同海損精算書、救助契約書、救助費見積書・請求書 など (4) 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書、死体検案書、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	送り状または発送原票、売買契約書、納品書・出荷案内書または仕切状、運送状、運送契約書 など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>*</sup> 、判決書、調停証書、和解調書、被害者からの領収書、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	承諾書、債券額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

・保険契約書や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

## 9 帳簿の備付け

加入者は、個々の輸送につき、有価証券・貨紙幣類の種類、数量、価額、発送地、輸送過程、仕向地、輸送用具名、発送日を記載した帳簿またはこれに変わるべき書類を備付け、かつ、損保ジャパンが要求したときは、これを閲覧させなければなりません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

### この保険のあらまし

- 商品の仕組み : この保険は、運送保険普通保険約款・コーポレートマネーガード保険特別約款に各種特約条項をセットして構成されてます。
- 保険契約者 : 名古屋市医師会協同組合
- 保険期間 : 2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料 払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - ①ご加入者 : 名古屋市医師会協同組合員および賛助会員で診療所・病院単位
  - ②被保険者 : 名古屋市医師会協同組合員および賛助会員
  - ③申込締切日 : 2024年2月16日締切
  - ④お支払方法 : 加入依頼書にご希望の払込方法(振込、口座振替)をご記入(○印)ください。
  - ⑤お手続き方法 : 加入依頼書にご署名・ご捺印、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。
  - ⑥中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

### 保険金をお支払いする主な場合

保険の対象物に発生したほとんどすべての偶然な事故が対象となります。主なものは以下のとおりです。

- ①火災、爆発による焼失
- ②金庫破り、ひったくり、強盗、盗難
- ③自動車、鉄道、カーフェリー、航空機などの衝突・転覆・墜落
- ④現金の偽造または変造(てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額が限度となります。保険期間通算) など

上記の結果、被保険者により合理的に支払われた公示催告・除権決定・再発行に係わる費用、異議申立提供金に相当する金額および遺失物法に基づく拾得者への報労金(てん補限度額(支払限度額)の20%が限度。保険期間通算)。  
公示催告手続きが行われた場合には、被保険者の請求により契約時設定の支払限度額を限度に「即時払」を行います。

※即時払とは、手形や株券に保険事故が発生した際、公示催告または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、通常6か月から1年かかるといわれている除権決定による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効が確定する前に、貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

注①公示催告とは、手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公示することをいいます。

注②除権決定とは、一定期間公示した後、取得者が現れなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの代理人・使用人の故意、重大な過失
- ②戦争、暴動、ストライキ、そうじょう、その他群集・集団によってなされた暴力的な行動
- ③地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災など
- ④「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足
- ⑤貨紙幣(外国通貨を含みます。)以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贋(がん)造
- ⑥勘定間違い、支払いの過誤または受取不足などの出納過誤による損害
- ⑦取引相手による詐欺・恐喝・身代金の支払い・コンピューター犯罪 など

### 1.クーリングオフ

■この保険は名古屋市医師会協同組合を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2.告知義務(ご契約締結時における注意事項)

実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。以下のお客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と違ってないか改めてご確認ください、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。

- ①この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約の有無
  - ②病床数
- (1)ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

■加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払できないことがあります。
- (※)加入依頼書の次の欄に記載の事項および危険に関する重要な事項として損保ジャパンが別の書面で告知を求めた事項をいいます。
  - ①被保険者    ②輸送用具    ③輸送区間
  - ④貨物(保険の目的)    ⑤保険料算出の基礎
  - ⑥他の保険契約等

### 3.通知義務等(ご契約締結時における注意事項)

- (1)次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項に変更が発生したこと。ただし、他の保険契約等に関する事実は除きます。

- (※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所等を変更される場合

- (2)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
- (注)(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

### (3)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4.責任開始期

■保険責任は保険期間初日の2024年4月1日午後4時に開始します。

※保険期間の途中でご加入する場合は随時受付しておりますので、取扱代理店までご連絡ください。

### 5.主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

■主な免責事由につきましては、本パンフレット(P4)の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

### 6.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

■この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れいする場合があります。

### 7.保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 8.個人情報の取扱いについて

■保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせをお願いします。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

### 9.その他

■保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

## お問い合わせ先

**取扱代理店** 名医株式会社(名古屋市医師会協同組合指定代理店)  
〒461-0004 名古屋市東区葵1-18-14  
**TEL 052-933-1620 FAX 052-933-1728**  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

**引受保険会社** 損害保険ジャパン株式会社  
名古屋企業営業部金融公務室  
〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21  
**TEL: 052-953-3894 FAX: 052-953-3695**  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

### ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。  
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

**0120-727-110**

受付時間

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。  
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 4月1日からの加入者証は6月に発送予定ですので大切に保管ください。万一、加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。
- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。警察・郵便局への届出、銀行への支払い停止依頼等の必要な措置について説明いたします。
- 指定紛争解決機関  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
電話番号 0570-022808(ナビダイヤル) <通話料有料>  
(受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで) (土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)